



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文部科学省委託 令和6年度現職日本語教師研修プログラム普及事業「地域日本語教育コーディネーター研修」

(1)多文化共生施策としての地域日本語教育

日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策を把握する。

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

1



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文部科学省委託 令和6年度現職日本語教師研修プログラム普及事業「地域日本語教育コーディネーター研修」

(1)多文化共生施策としての地域日本語教育

講師:北村 祐人

文部科学省総合教育政策局日本語教育課 専門官

名古屋大学国際言語文化研究科博士前期課程修了。地域日本語教育に携わったことをきっかけに日本語教育を志す。その後、豊田市と名古屋大学が共働で開発・運営を行った「とよた日本語学習支援システム」でシステム・コーディネーターを6年間務める。平成27年には多文化社会コーディネーター認定試験を受験、多文化社会専門職機構より認定された。平成28年文化庁に専門職として入職し、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の創設等に関わった。令和6年4月に文部科学省に日本語教育業務が移管されたことに伴い、同年より現職。

2

(1) 多文化共生施策としての地域日本語教育

日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策を把握する。

Japanese Language Education

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

1

内容

1 日本語教育関係の法律や政府の方針等について

○「日本語教育の推進に関する法律」

○日本語教育推進に関する基本的な方針について

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

○「外国人との共生に向けたロードマップ」

2 日本語教育の審議の内容について

3 令和6年度日本語教育関係予算額について

4 「日本語教育の参照枠」及び「生活Can do」について

2

1. 日本語教育関係の法律や政府の方針等について

3

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） 概要（1/2）

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参照し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

4

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） 概要（1/2）

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）

（地方公共団体の責務）

地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

（連携の強化）

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

この法
日本語

れる

- ① 外国人
- ② 日本人
- ③ 外国人
- ④ 国内に
- ⑤ 海外における日本語教
- ⑥ 日本語を学習する
- ⑦ 幼児期及び学

諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
外国人等の理解と関心が深められるように配慮
外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- ・ 国の責務
- ・ 地方公共団体の責務
- ・ 事業主の責務
- ・ 連携の強化
- ・ 法制上、財政上の措置等
- ・ 資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・ 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・ 地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号） 概要（2/2）

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・ 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・ 外国人留学生等に対する日本語教育
- ・ 外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・ 難民に対する日本語教育
- ・ **地域における日本語教育**
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ 海外における外国人等に対する日本語教育
- ・ 在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・ **日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）**
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

■ 日本語教育機関認定法の検討に関する条文
 ・ 第21条 ...（略）...国内における日本語教師（略）の資格の整備、...その他の必要な施策を講ずるものとする。
 ・ 附則第2条 国は、...（略）...日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討

- ・ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ 政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ 関係行政機関は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 **日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方**
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育

（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

7

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等、

「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価に関する指針の枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、
「JF日本語教育スタンダード」の策定、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）」（通称：日本語教育機関認定法）が公布。

第3章

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

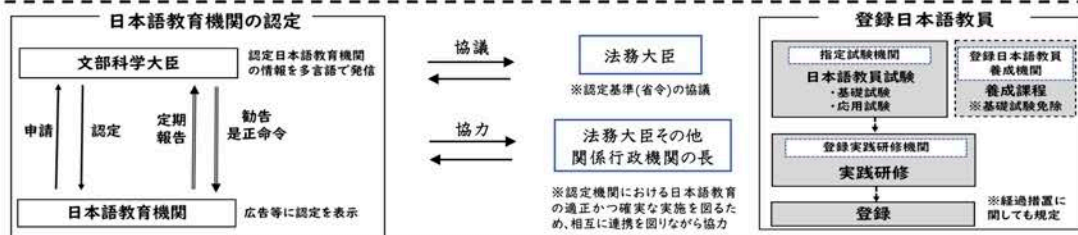
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」で構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】

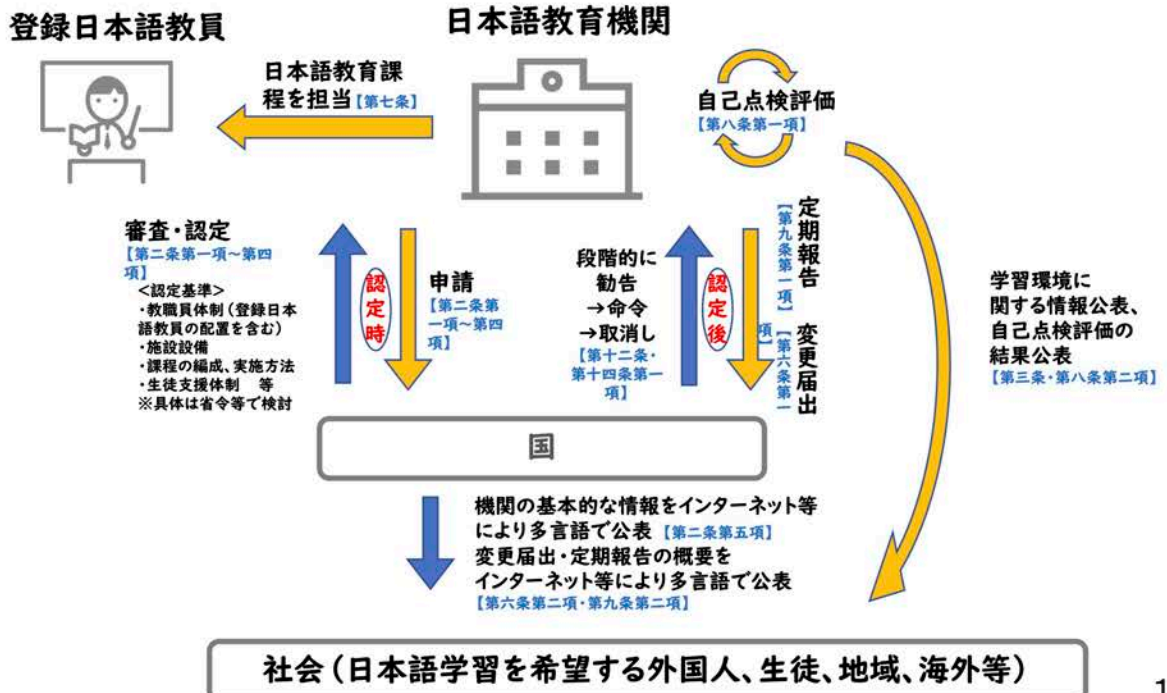


施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

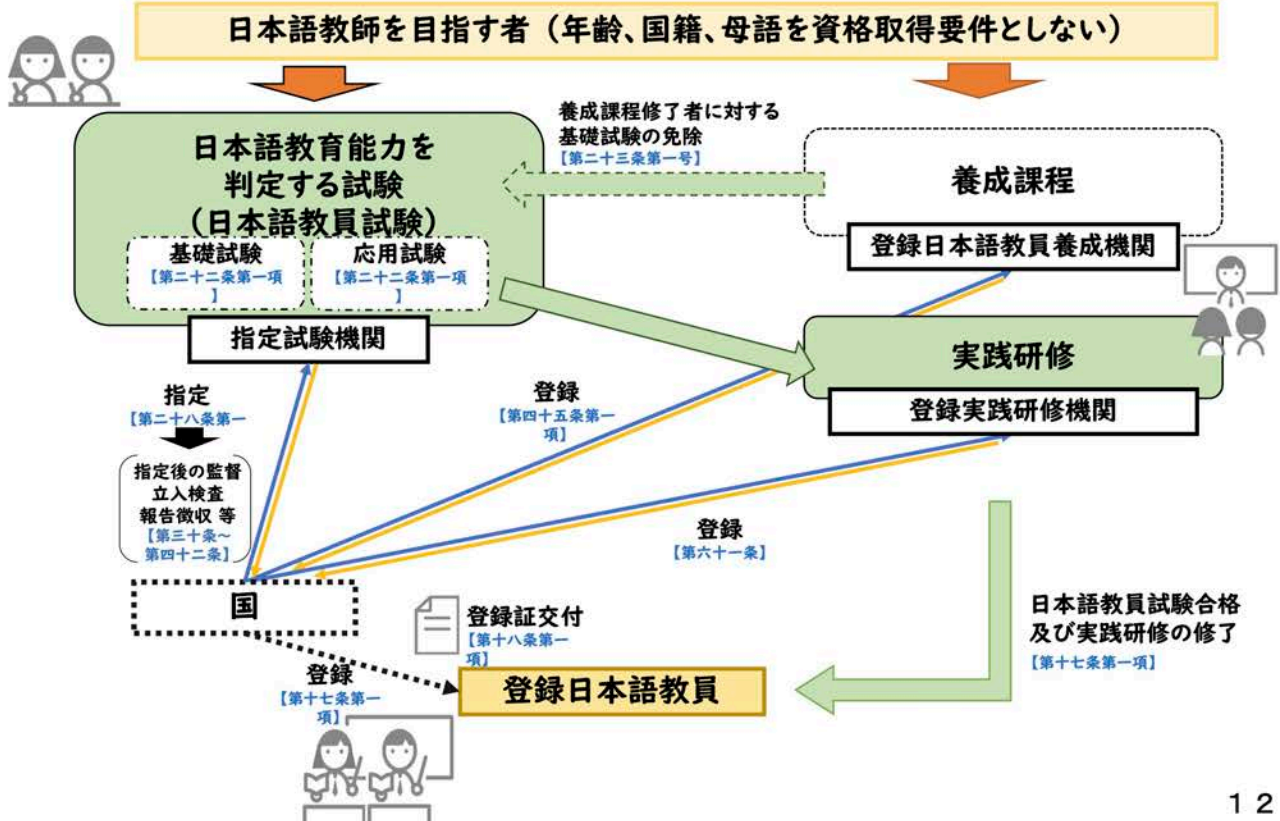
- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



11

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



12

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

※ ○ は制度・施策の主務官庁

留学関係	就労・生活関係
<p>○在留資格「留学」付与の要件 法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする <p>○日本語教育機関の認定に関する協議等</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築 文科省 法務省 <p>○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。 外務省 文科省 	<p>○「技能実習」「特定技能」制度における活用 法務省 厚労省</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討 特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供 <p>○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供 文科省 法務省 厚労省</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援 認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進 法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知 <p>○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人在留支援センター（FRESC）との連携 法務省 外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供 厚労省 地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ポイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供 総務省 高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供 経産省
教育関係	
<p>○外国人の子どもへの支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討 現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討 文科省 外務省 	

1.3

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

<p style="text-align: center;">安全・安心な社会</p> <p>これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会</p>	<p style="text-align: center;">多様性に富んだ活力ある社会</p> <p>様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会</p>	<p style="text-align: center;">個人の尊厳と人権を尊重した社会</p> <p>外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会</p>
--	---	--

2 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
4 共生社会の基盤整備に向けた取組

1.4

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- 留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

※施策番号が赤字のものは、令和5年度一部変更に伴う新規施策

2. 日本語教育に関する審議の内容について

「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
 - 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
- このような状況を踏まえ、本報告は、
- ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したものの。
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
 (レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする
 学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定)
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

「生活者としての外国人」のための日本語教育の目的・目標

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること

日本語を使って…

- ①健康かつ安全に生活を送ることができる
- ②自立した生活を送ることができる
- ③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④文化的な生活を送ることができる

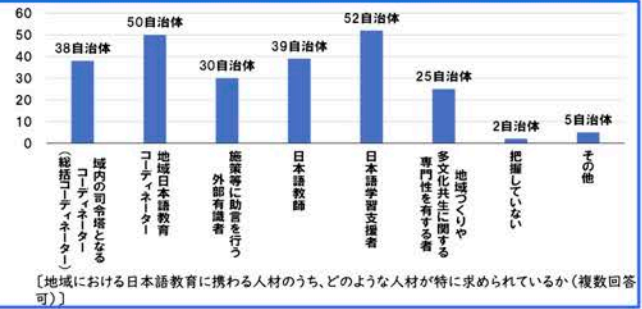
ようにすること

地域日本語教育における総括コーディネーターと地域日本語教育コーディネーター

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

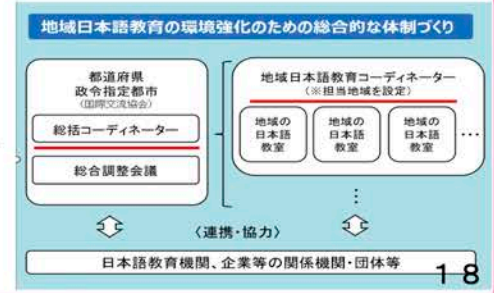
現状と課題

- 都道府県・政令指定都市アンケート(令和3年度文化庁調べ)によると、外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター等)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と専門機関との連携が課題とされている
- コーディネーターの配置については、6割超の自治体が既に配置しており、今後配置する予定の自治体を併せると、約8割の自治体においてコーディネーターの役割や必要性を認識し、人材の配置がなされている一方で、約2割14自治体が配置の予定はないと回答

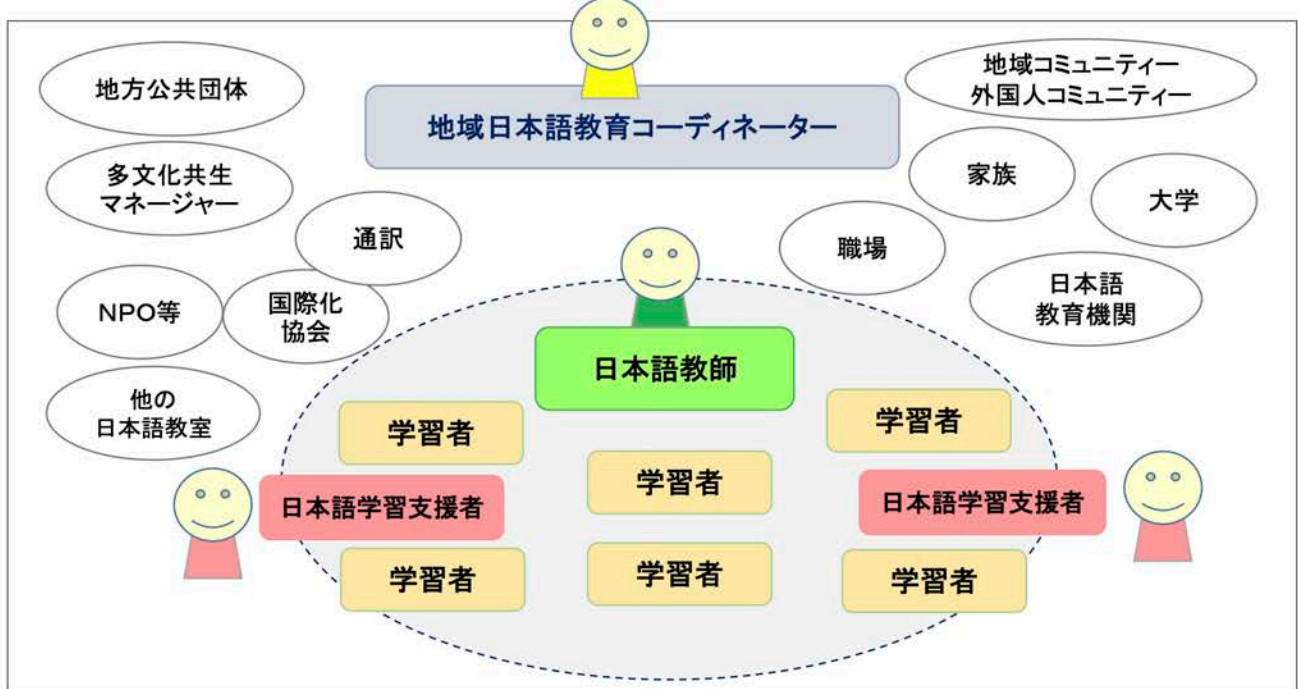


コーディネーターの役割・配置の在り方

- コーディネーターの役割
 - ① **地域日本語教育コーディネーター**は、行政や地域の関係機関と連携し日本語教育プログラムの編成及び実践に関わる。
 - ② **総括コーディネーター**は、広域で実施される日本語教育事業の推進にあたって、域内の市区町村等や関係機関等と連携し、事業全体の企画・進捗把握・連絡調整・評価・改善等を実施する。また、域内のブロック別あるいは教室ごとに配置された地域日本語教育コーディネーターの連携の要としての役割を持つとともに、域内で展開される各日本語教育プログラムに対して指導・助言を行う。このため、日本語教師としての専門性や経験を有し、地域日本語教育コーディネーターとしても活動歴があることが望ましい。
- コーディネーターの配置
 コーディネーターは、専門性を有する人材が都道府県及び政令指定都市等に専任として配置されることが肝要
 コーディネーターを配置することにより、在留外国人の属性等に対応した日本語教育プログラムの編成に柔軟に対応できるようになるとともに、人材の育成・研修が企画実施でき、組織的かつ安定的な日本語教室運営が可能となる。外国人コミュニティや、ボランティア団体との有機的な連携、やさしい日本語を活用した日本人住民の多文化共生の意識啓発などにもこれらのコーディネーターは力を発揮する。



「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティ等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

3. 令和6年度日本語教育関係予算額について

外国人等に対する日本語教育の推進

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1,611百万円
1,395百万円



現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和5年度改訂)等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

※合計予算額には上記のほか審議会経費40百万円を含む

1 確展開・学習機会の全国 日本語教育の推進	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進 495百万円 (600百万円) ○ 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和6年度には58自治体(全体の約9割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化 148百万円 (153百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円 (24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等)	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 240百万円 (128百万円) ○ 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 ○ 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施(条約難民と同様の支援)。
	2 向上等 日本語教育の質の向上	①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業 11百万円 (14百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。 令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及(活用促進)を促進。	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業 241百万円 (250百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、 ・現職日本語教師研修プログラム普及、 ・日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 376百万円 (191百万円) 日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。 ・日本語教員試験の実施 ・日本語教育機関認定法ポータル構築・運用 ・現職日本語教師への講習実施(経過措置)

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

495百万円
600百万円



背景・課題

- ①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
 - ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
 - ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
- ※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定に関する法律」が公布。

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査集計結果（文化庁、令和5年3月）

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 455百万円（前年度 560百万円）

対象：都道府県・政令指定都市の件数：47件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）・時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

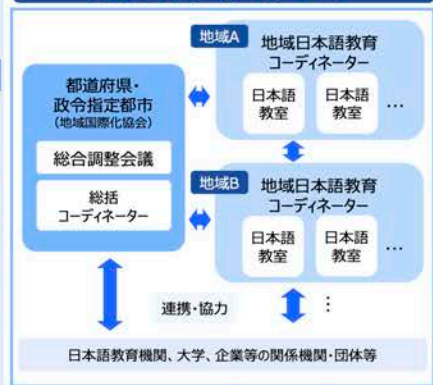
（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくりイメージ図



アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

【参考】「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す
都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋
【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）（A1からB1レベル）

No.	言語活動	対象者	レベル	Can-do	生活上の行為の事例	
					大分級	中分級
1	読むこと	学習者自身	B1	適切な読解スキルを身につけ、読者の意図や感情を読み取る。ある程度長い文章・目を通して、詳細な目や段落内容を、必要な情報を抽出することができる。	① 読解を適切に行う	② 読解を適切に行う
2	聞くこと	長〜一人で話す	B1	聴き手が聞き、英語や外国語に電話したときに、相話者に自分の話の状況や内容について、順序だてて説明することができる。	① 読解を適切に行う	② 読解を適切に行う
3	読むこと	学習者自身	A1	基礎的・中程度の単語などで指定された範囲のホームページやアクセスし、検索の日時情報を確認することができる。	① 読解を適切に行う	② 読解を適切に行う
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で商品やサービスの予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話せば、名前や電話番号、日付、時間帯など店員のスタッフの質問に答えることができる。	① 読解を適切に行う	② 読解を適切に行う

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

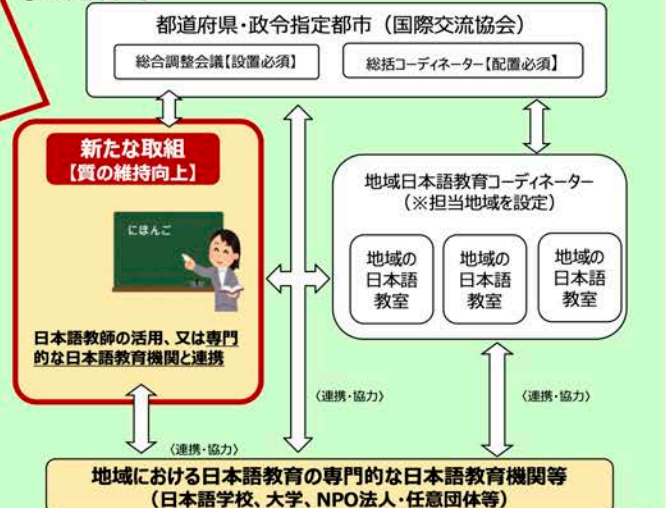
総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

- ◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度（470～780単位時間程度（1単位時間45分））
- <参考> 0～B2レベルまで 700～1070時間程度（933～1426単位時間程度（1単位時間45分））

具体的な内容イメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関等との連携による、「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施⑤成果報告等



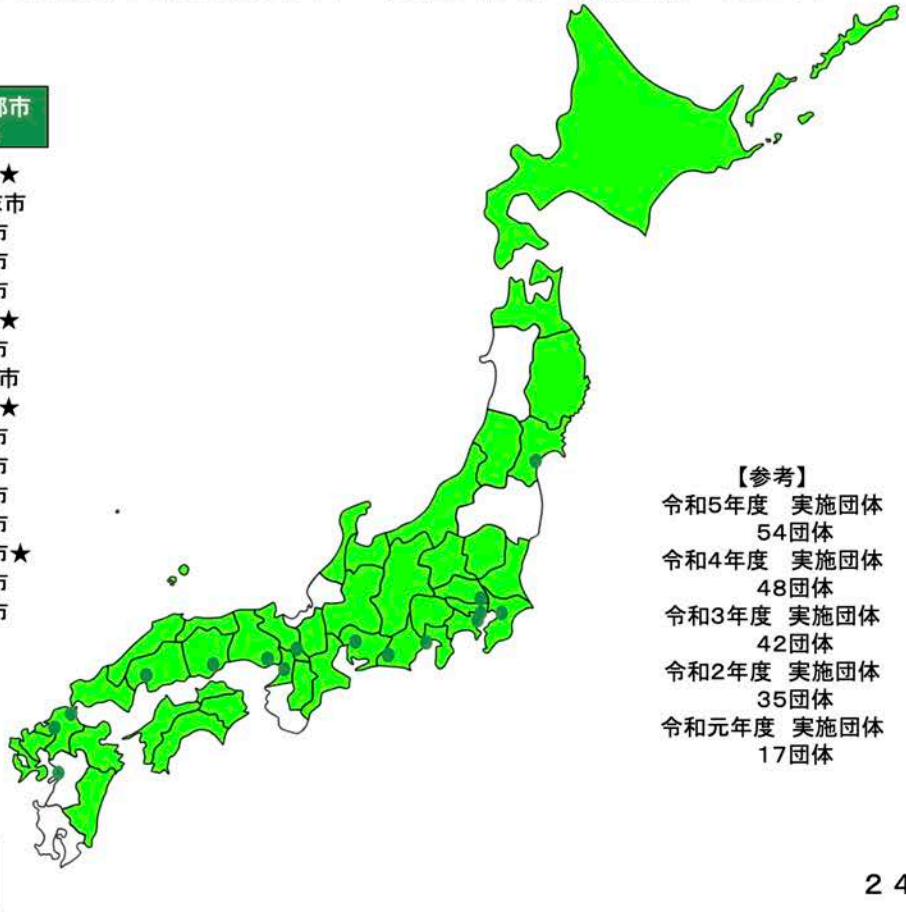
令和6年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

合計 56団体

都道府県 (40団体)	政令指定都市 (16団体)
----------------	------------------

- | | | |
|-------|------|--------|
| ・北海道 | ・三重県 | ・仙台市★ |
| ・青森県 | ・滋賀県 | ・さいたま市 |
| ・岩手県 | ・京都府 | ・千葉市 |
| ・宮城県 | ・大阪府 | ・川崎市 |
| ・山形県 | ・兵庫県 | ・横浜市 |
| ・茨城県 | ・奈良県 | ・静岡市★ |
| ・栃木県 | ・鳥取県 | ・浜松市 |
| ・群馬県 | ・島根県 | ・名古屋市 |
| ・埼玉県 | ・岡山県 | ・京都市★ |
| ・千葉県 | ・広島県 | ・大阪市 |
| ・東京都 | ・山口県 | ・神戸市 |
| ・神奈川県 | ・徳島県 | ・岡山市 |
| ・新潟県 | ・香川県 | ・広島市 |
| ・富山県 | ・愛媛県 | ・北九州市★ |
| ・石川県 | ・高知県 | ・福岡市 |
| ・山梨県 | ・福岡県 | ・熊本市 |
| ・長野県 | ・佐賀県 | |
| ・岐阜県 | ・長崎県 | |
| ・静岡県 | ・大分県 | |
| ・愛知県 | ・宮崎県 | |

★ : 地域国際化協会が応募
下線付: 新規応募団体



【参考】
令和5年度 実施団体 54団体
令和4年度 実施団体 48団体
令和3年度 実施団体 42団体
令和2年度 実施団体 35団体
令和元年度 実施団体 17団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和6年度予算額 148百万円
(前年度予算額 153百万円)



現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

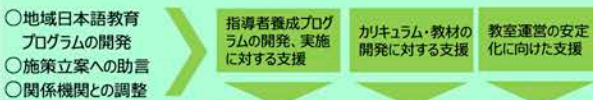


事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

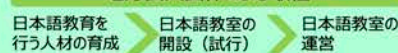
・日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：24件）

アドバイザー派遣の支援



専門家チームによる3年サポート

地方公共団体による取組



日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費の支援

2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト「つなげるひろがる にほんごでのくらし」(通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 18言語（令和5年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

・令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- ・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- ・域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- ・日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- ・空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- ・地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

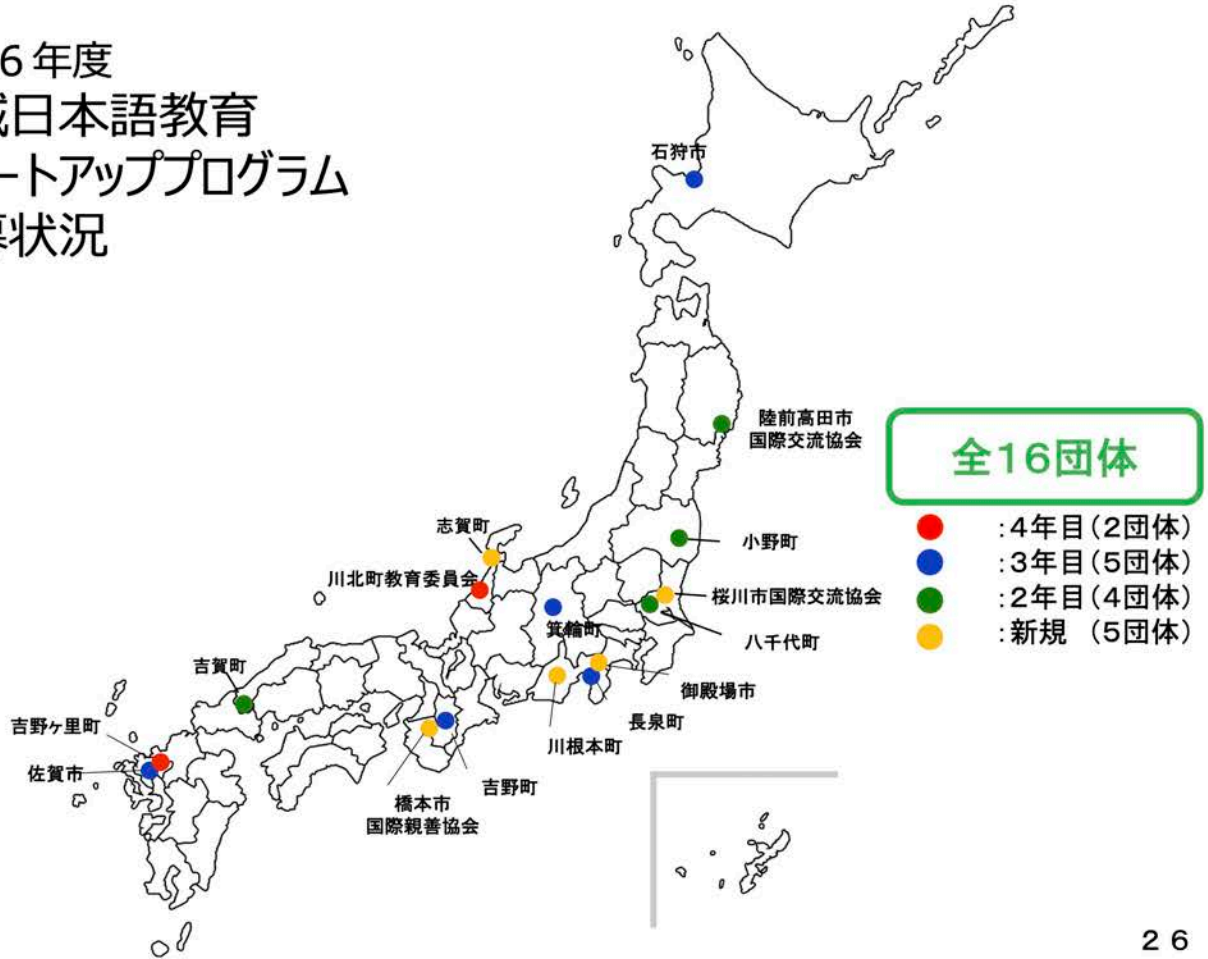
中期アウトカム（成果目標）

- ・地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- ・在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

令和6年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 応募状況



26



文部科学省

TSUNAHIRO

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
つながるひろがるにほんごでのくらし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)

内容

- 生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- 活用方法等のセミナーの開催、広報活動

対応言語 全18言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
フランス語【令和5年12月22日公開】

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開
・使い方ガイドブック
・パンフレット、ポスター各種
・広報用動画 等



実績(令和5年度) 216万アクセス



27



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

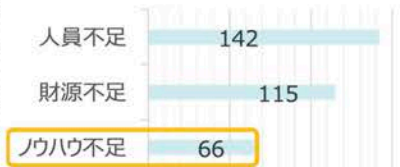
24百万円
24百万円)

現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ(以下、「特定のニーズ」)が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム 件数：8件(前年度：8件)
NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

想定される取組例

- 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組
障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組
- 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組
文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット(活動目標)

- ・「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ること、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

担当：総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

11百万円
14百万円)



現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠(いわゆる物差し)」を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

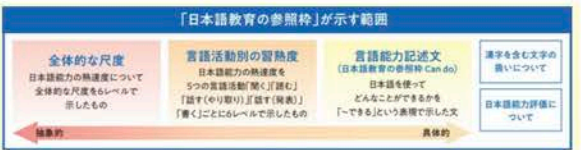
「参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文：Can doという。)やレベル尺度(A1～C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。(事業期間：令和4～7年度)

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年6月改訂)

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月)

1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発
※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする
● 事業運営委員会の設置・運営
● 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
● 評価手法・教材等の開発
● 教師研修カリキュラムの開発
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進
■ 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

「日本語教育の参照枠」とは「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が受けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。



アウトプット(活動目標)

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

短期アウトカム(成果目標)

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム(成果目標)

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

長期アウトカム(成果目標)

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

担当：総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

241百万円
250百万円)



現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業
161百万円 (170百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師 (3～10年目)
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関

(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業
60百万円 (60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：6箇所×約10百万円 (令和5年度からの継続事業、5年間)

①北海道・東北、②関東・甲信越
③中部、④近畿、⑤中国・四国
⑥九州・沖縄

(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業
20百万円 (20百万円)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
- 件数・単価：1箇所×約20百万円 (日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信)
- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関



4. 「日本語教育の参照枠」及び「生活Can do」について

「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック！」等を作成・公開している。

*CEFRとは

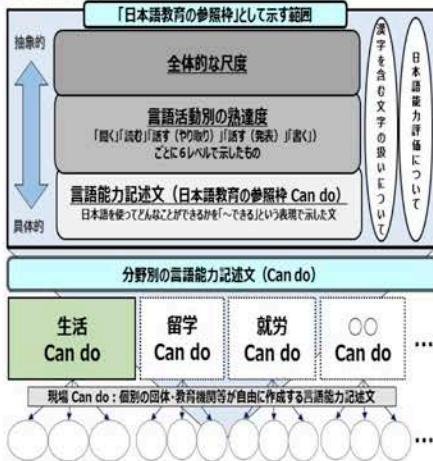
ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作成することができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単な日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

5つの言語活動 (言語活動別の熟達度を示す)



期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的な効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

「日本語教育の参照枠」（文化審議会国語分科会：令和3年10月まとめ）

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

→ 「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

- ・国内に在留する外国人：約297万人（令和4年6月末）
- ・国内で就労する外国人：約173万人（令和3年10月）
- ・海外における日本語学習者：約379万人（令和3年）



2. ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40もの言語に翻訳
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒「日本語教育の参照枠」は、国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。

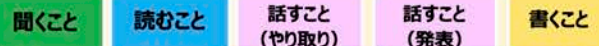
3. 「日本語教育の参照枠」の理念

- 1 日本語学習者を社会的存在として捉える
 - ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。
- 2 言語を使って「できること」に注目する
 - ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。
- 3 多様な日本語使用を尊重する
 - ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
 - ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

4. 日本語能力の五つの言語活動（技能）

・従来の言語の四技能（聞く、読む、話す、書く）のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル（A1～C2）で整理。



・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文（Can do）を用いて学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと（やり取り）：A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと（やり取り）：B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）**
「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）	言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
		C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
	言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
		B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
	言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
		A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力自己評価ツール 「にほんごチェック!」について

令和4年9月30日公開



●概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

●内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

●対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

(1) トップ画面

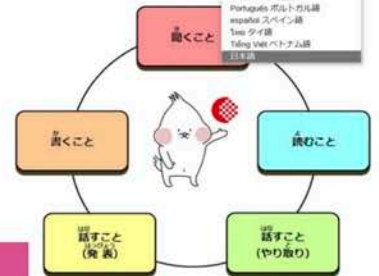
日本語能力自己評価ツール

にほんごチェック!

※、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック! する

LANGUAGE



(2) 自己評価画面 (例)

はな と 話すこと (やり取り)

ほんご 日本語でできますか?

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
時々繰り返しや言い換えを求められることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話したいを理解できる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
興味のある話題の日常的なことから短い会話に参加できる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
日常生活やサービスを求めたり、提供したりできる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
文化や過去の活動について質問をし、答えることができる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3) 判定結果画面 (例)

はな と 話すこと (やり取り)

あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。



たんじゆん、にちじよう、しごと、はな、じようほう、ちよくつ、単純な日常の仕事の中で、情報の連絡のやり取りが必要ならば、身近な話題や活動について話合いができる。つづきよう、かいわ、つづ、りかいりよく、通常は会話を続けていくだけの理解力はないのだが、短い社交的なやり取りをすることはできる。

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

主任教員や日本語教師(中堅)などが日本語教育プログラムを策定する上で参考にするための手引

第1章 「日本語教育の参照枠」とは?

12のQ&A:なぜ取りまとめられたの?

4つのコラム:子供に対する日本語教育、各国の事例、英語教育CEFR-J



第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点(考え方)
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活:地域日本語教育における県の事例
2. 留学:法務省告示日本語教育機関の事例
3. 就労:就職支援事業実施機関の事例



37

「生活Can do」について

生活Can do

「生活Can do」は、国内に在住する外国人(「生活者としての外国人」)が日常生活において、**日本語で行うことが想定される言語活動を例示**したもの。

「日本語教育の参照枠」に示された分野別の**言語能力記述文(Can do)**の一つ。

対象となる 範囲

「地域における日本語教育の在り方について」(令和4年11月、文化審議会国語分科会)に示される「生活上の行為の事例」(p.79参照)

生活上の行為の事例

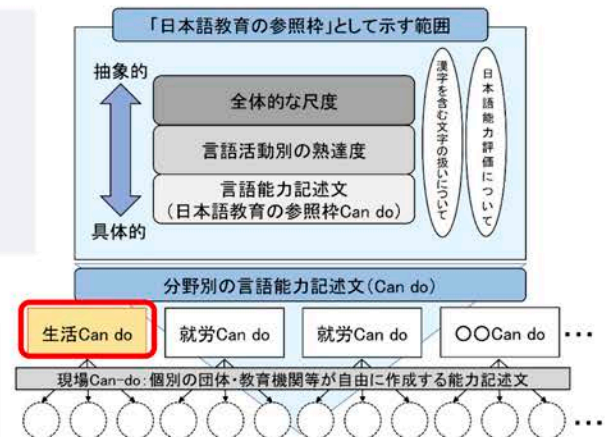
- | | |
|---------------|---------------|
| I 健康・安全に暮らす | VI 働く |
| II 住居を確保・維持する | VII 人とかかわる |
| III 消費活動を行う | VIII 社会の一員となる |
| IV 目的地に移動する | IX 自身を豊かにする |
| V 子育て・教育を行う | X 情報を収集・発信する |

レベル

基礎段階の言語使用者
(A1、A2)から
自立した言語使用者
(B1、一部B2)までを想定

言語活動

聞くこと、読むこと、
話す(やり取り)、
話す(発表)、
書くこと



例

<やり取り・A1>店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【III消費活動を行う】

<読むこと・B1>適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【I健康・安全に暮らす】

38